

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査について

I 新型コロナウイルス感染症の検査に関して、感染症法に基づく行政検査の対象者は感染症法第 15 条第 1 項・第 3 項第 1 号により、

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者
- ② 当該感染症の無症状病原体保有者
- ③ 当該感染症の疑似症患者
- ④ 当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 濃厚接触者
- ⑤ 濃厚接触者には該当しないが地域・集団・組織において濃厚接触を生じやすいなどクラスター連鎖が生じやすい状況にある者

II 行政検査の実施 公費負担

- ① 直接保健所内において実施する場合
- ② 保健所が直接行政検査を行うとした上で、当該者に対する PCR 検査等を行うためだけに委託した医療機関等において検査を行う場合
 - ① ②に該当する場合は、保健所等の検査委託を受けて実施するため、当該検査については保険適用されず公費負担。

III 行政検査の実施 保険適用

- ① 医療機関が実施する新型コロナ検査は自由診療を除いてすべて行政検査になる。医師が患者の診療のために必要と判断して PCR 検査を実施した場合は、症状の有無にかかわらず保険適用になる。尚、保険請求に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に検査を必要とした医学的根拠を記載する。
- ② 医師の判断で検査を実施する場合、以前は発熱・検査外来実施を都道府県に届けて行政検査委託契約を結んでいる医療機関に限られていたが、委託契約を結んでいない場合でも、都道府県と委託契約しているものとみなし保険適用になった。但し後日委託契約を結ぶ必要がある。PCR 検査料は無料になるが、診察料等は自己負担分を支払う。